（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

**第六条**　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）がその効力を有する間における第二条の規定の適用については、同条中「並びに国立国会図書館」とあるのは「、国立国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」とする。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

# 政令

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十月七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第三百十二号**

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「並びに奈良県吉野郡十津川村」を「、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

# 省令

**○経済産業省令第五十三号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月七日

経済産業大臣　枝野　幸男

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、津波」を削り、「地震」の下に「及び津波」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（津波による損傷の防止）

**第五条の二**　原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2　津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。

第十二条中「エレクトロン」を「電子」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告示

**○総務省告示第四百四十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十月七日

総務大臣　川端　達夫

| 政党 | 政治団体の名称 | 異動事項 | 旧 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 民主党 | 会計責任者の氏名 | 新 | 長浜　博行 | 二三、九、六 |

**○法務省告示第四百五十八号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年十月七日

法務大臣　平岡　秀夫

氏名　紀　群
生年月日　千九百六十四年四月十二日
国籍　中華人民共和国

**○法務省告示第四百五十九号**

青森県三戸郡田子町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年十月七日

法務大臣　平岡　秀夫

青森県三戸郡田子町大字田子字川代八十八番地二号
川村　兼松

**○法務省告示第四百六十号**

長野県上田市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十一月七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十三年十月七日

法務大臣　平岡　秀夫

長野県小県郡上田町二百八十八番地　小林治三郎

**○法務省告示第四百六十一号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十月七日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　東京都豊島区東池袋１丁目36番３―202号
洪敏　昭和56年10月27日生

住所　千葉市稲毛区轟町５丁目３番28号
金敏琳　昭和59年９月21日生

住所　神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目４番13号
ジェップ・チー・ファ　昭和47年12月９日生

ジェップ・ヴィ・ハオ　平成19年８月29日生

住所　福岡市南区寺塚２丁目11番21号
鄭敏　昭和44年10月30日生

住所　東京都豊島区東池袋１丁目36番３―202号
陳暁婷　昭和43年７月28日生

鄭珠莉　平成11年２月２日生
鄭凌　平成12年10月３日生

住所　埼玉県深谷市高島179番地
林巧玲　昭和31年６月13日生

住所　大阪市東淀川区大桐５丁目15番12号
張菁怡　昭和52年８月４日生

住所　愛知県小牧市大字二重堀675番地１
曲愛弟　昭和37年８月25日生

住所　東京都墨田区八広４丁目24番１―812号
李康弘　昭和45年８月19日生

周鈺珊　昭和50年７月19日生
李翔也　平成17年５月14日生
李聖也　平成20年７月25日生

住所　東京都渋谷区神山町32番10号
汪賢　昭和35年６月４日生